

議案第54号

狭山市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 狭山市個人情報保護条例（平成15年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(6) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

第10条の見出しを「（保有個人情報の利用及び提供の制限）」に改め、同条第1項中「保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下この条及び第11条において同じ。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（保有特定個人情報の提供の制限）

第10条の2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

第11条第1項、第2項及び第4項中「前条第2項第1号」を「第10条第2項第1号」に改める。

第2条 狭山市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第10条の2を第10条の3とし、第10条の次に次の1条を加える。

（保有特定個人情報の利用の制限）

第10条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

第14条第2項中「法定代理人」の次に「（保有特定個人情報にあつては、未成

年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）（以下「代理人」と総称する。）」を加える。

第15条第2項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第16条第2号中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」を「代理人」に改める。

第27条第1項中「定める保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第29条第1項中「係る保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第30条第2項中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」を「代理人」に改める。

第31条第2項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第38条第1項第1号中「、又は」を「、」に改め、「及び第2項」の次に「若しくは第10条の2」を、「利用されているとき」の次に「、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき」を加え、同項第2号中「及び第2項」の次に「又は第10条の3」を加え、同条第2項中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」を「代理人」に改める。

第39条第2項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第3条 狭山市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された保有特定個人情報をいう。

第10条の2第2項中「ために保有特定個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第37条中「提供先」の次に「（情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））」を加える。

第38条第1項中「する保有個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の規定 平成28年1月1日
- (2) 第3条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

平成27年9月1日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、市が保有する特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、所要の改正をしたので、この案を提出するものである。